

# 日本企業が台湾で店頭（新興）株式発行する場合についてのQ&A

## 公開会社

1. 日本企業が、中華民国証券取引法を準用することにより、当該日本企業が登記されている国の法令の強行規定に抵触したとしても、台湾で初の店頭公開又は新興株式市場への登録をすることはできますか？

### 回答：

中華民国証券取引法（SEL）（以下、証券取引法という）第165条の1に基づき、外国発行体が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場への登録を行う場合、証券取引法の関連規定を遵守する必要があります。TPEXの「外国有価証券の店頭取引に関する審査基準」（以下、外国店頭公開審査基準という）第4条及び「証券会社の営業所において店頭取引される新興株式に関する審査基準」（以下、新興株審査基準という）第7条に基づく必要があります。上記証券取引法の関連規定が当該外国発行体が登録されている国の法令の強行規定に抵触する場合、当該証券取引法の当該規定の適用は、監督官庁が公示する国に登録されている外国発行体の証券取引法の適用が免除される証券取引法の特定項目の範囲内にある場合に限り除外されるため、日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する際は、上記の規定を遵守した上で、台湾で初の店頭公開又は新興株式市場への登録を行う必要があります。

2. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場への登録をするにあたり、証券取引法の一部規定の適用除外を申請するための具体的な手続を教えてください。

### 回答：

TPEXの「外国有価証券の店頭取引に関する審査手続」（以下「外国店頭審査手続」という）第3条の1及び「新興株審査基準」第16条の1により、日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する際、中華民国証券取引法第165条の1の規定に基づき、中華民国証券取引法の規定の適用を受けることが日本の法令に抵触し、又は同法の規定の適用に支障がある場合には、最初の日本法人は、証券取引法の特定規定の適用除外をTPEXに対して申請することができ、TPEXで審査された後、監督官庁（金融監督管理委員会（FSC）、以下「金管会」という）に回付され、金管会は、日本を登録国とする外国法人が証券取引法の特定項目の適用を除外できることを公示します。

以前は既に最初の日本企業であったA社が中華民国証券取引法の一部規定の適用除外を申請しており、案件許可申請書を記入して付属文書を添えてTPEXへ提出し、TPEXから審査意見書が金管会に提出されると、金管会は2013年11月6日に金管証発字第1020040173号通達を公布し、店頭株式市場または新興株式市場で初めて株式公開する日本企業は、証券取引法及びその細則の一部規定の適用を除外されると規定しました。

今後、他の日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場への登録をする場合においても、これらの日本企業は、TPEXに申請書を提出し、その審査を受ける必要がありますが、TPEXにおけるこれらの申請書の取扱いの原則は以下のとおりです。

- (1) 中華民国証券取引法の適用除外の申請が、金管会が公示した日本を登録国とする外国企業が証券取引法の適用除外の特定事項に該当する場合には、TPEXが当該申請が正しいと審査した後、TPEXは金管会に審査意見を提出する必要はなく、直接、日本企業に対して書簡で回答します。
- (2) なお、日本の法規制の変更により、中華民国証券取引法上の適用除外項目と金管会が公示した適用除外項目に齟齬が生

じた場合、TPEXは依然として金管会に審査意見を提出し、尚且つ金管会が日本を登録国とする外国企業について証券取引法の特定項目免除の公示を修正した時点で、TPEXはそれに基づき直ちに当該日本企業に回答します。

3. 現在の金融監督管理委員会の通達によれば、日本を登録国とする外国企業に適用される証券取引法の特定項目の免除範囲はどのようなものですか？

回答：

金融監督管理委員会が2013年11月6日に公布した金管証発字第1020040173号通達によると、中華民国証券取引法第165条の1に定められた、初めて上場・店頭公開又は新興市場で株式公開する日本を登録国とする外国企業には、以下の規定の準用を免除することができます。

- (1) 「証券取引法」第14条の2第3項、第14条の4、第14条の5、第26条の3第5項、第6項及び第36条第8項の規定。
- (2) 「公開会社における社外取締役の設置及び遵守すべき事項に関する規定」第2条第2項及び第5条の規定。
- (3) 「公開会社の株式事務に関する準則」第44条の3項第2項及び第48条の規定。

上記の日本を登録国とする外国企業において、証券取引法等その他の関連法令に定める期間又は期日が、当該名義書換停止期間の開始日を計算基準とする場合には、当該会社が定時株主総会、臨時株主総会の招集又は配当金、利益剰余金その他の利益の決定について登録国の法令に基づき指定した基準日をもって代替できるものとします。

4. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する場合において、台湾における株主の権利を保護するための重要な事項を定款に定めることができないときは、どのような措

置を講ずればよいですか。

**回答：**

現行の外国企業が台湾で店頭公開（または新興株式公開）する際の株主権利保護に関する実務は、中華民国会社法及び証券取引法の重要な規定を参照し、「外国発行体登録地株主権利保護事項チェックリスト」（以下、「株主権利に関する重要事項チェックリスト」という）を作成し、尚且つ中華民国の弁護士が「株主権利保護に関する重要事項」と外国企業の登録地の会社法に関連する規定を一項ずつ比較し、それに関する見解を提供します。外国企業は、登録地の会社法の規定に抵触しない限りにおいて、株主権利保護に関する重要事項を会社の定款または組織文書に追加する必要があります。

TPExの「外国店頭公開審査基準」第4条及び「新興株審査基準」第7条に基づき、株主権利保護に関する重要な事項が、日本の法令の強行規定に抵触する場合、公開説明書において重大な相違点を強化して開示する必要があります。日本の法令の強行規定と抵触しない場合は、会社の定款や組織文書に追記する必要があります。株主権利保護に関する重要事項が組織文書に定められている場合には、定款にそれらの事項は別途当該組織文書に従うと明記し、また、当該組織文書の制定・修正は、定款の修正手順と同様でなければなりません。

台湾で初めて店頭公開した日本企業A社を例に挙げると、委任の日本人弁護士の意見によれば、日本の会社法第29条は、日本企業の定款は日本の会社法のいかなる規定にも違反してはならないと定めています。したがって、「株主権利に関する重要事項チェックリスト」に記載された規定が、日本の会社法の規定と若干異なるものの、日本の会社法又は関連する解釈に従って定款で変更可能な場合、又は日本の会社法に該当する規定がないものの、実務上定款で定めることが可能な場合には、定款の

修正に含めることとなります。また、「株主権利に関する重要事項チェックリスト」に記載された事項のうち、日本の会社法に違反しないものの、日本の会社法又は関連する実務において定款で規定できるか否かが定められていないものについては、店頭内部規則により規定することとします。定款には、自己株式、新株の発行、新株予約権、株主総会、取締役、社外取締役、監査役、取締役会、報酬委員会等に関する事項が定められており、定款に定めのない事項については店頭内部規則に従います。店頭公開に係る内部規則の制定・修正手続きは、TPExの「外国店頭公開審査基準」第4条を遵守するため、定款と同様に、いずれも株主総会の特別決議による承認が必要となります。

5. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する場合、株主訴訟に関する管轄裁判所の規定はどのようなものですか？

回答：

TPExの「外国店頭公開審査基準」第4条及び「新興株審査基準」第7条によると、外国企業が株式を初めて店頭公開するか、または新興株式市場に登録する場合、株主権利保護に関する重要事項を定款または組織文書内に追加することを承諾するものとし、上記の株主権利保護事項には、台北地方裁判所が訴訟管轄権を持つ株主訴訟の種類が含まれます。これには、株主が株主総会の招集手続きや決議方法が法令または規約に違反しているとして、その決議を撤回するために裁判所に訴えることが含まれます（中華民国会社法第189条の規定を参照）。また、株主が会社に重大な損害を与える行為や、法令または規約に違反する重大な事項に関する取締役の解任を求めることができます（中華民国会社法第200条の規定を参照）。また、株主が監査役に対し、取締役に対する訴訟を提起するよう求めることもできます（中

華民国会社法第200、214、227条の規定を参照)。

台湾において初めて店頭公開又は新興株式市場への登録を申請する日本企業については、日本の会社法は、株主総会決議の取消しに係る訴訟(日本会社法第834条第17号)、取締役・監査役等の責任追求に係る訴訟(日本会社法第847条)及び取締役・監査役等の解任に係る訴訟(日本会社法第854条)について、すべて本店(本社)の所在地にある裁判所に専属的に管轄されることを定めています。(日本会社法第835条、第848条、第856条)。

従って、日本の会社法には、企業の本社の所在地にある裁判所を専属管轄裁判所とする強行規定があり、台湾の裁判所は訴訟管轄権を有しないとされています。そのため、日本企業は、定款において、日本の法律に別段の強行規定がない限り、株主権利に関する訴訟については、台湾の台北地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする旨を定める必要があります。

例えば、台湾に初めて店頭公開した日本企業A社を例に挙げると、定款には、「台湾での店頭公開期間中、日本の会社法に強行規定の定めがない限り、当社は、当社の株主が当社に関連して台北地方裁判所に訴訟を提起することを認める」と記載されていました。

6. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する場合、取締役賠償責任保険に加入する必要がありますか。

回答：

TPEXの「新興株審査基準」第7条によると、「取締役及び監査役は、任期中に法令に基づく賠償責任を負う業務執行範囲について、責任保険に加入しなければなりません。」次に、「店頭会社の取締役会の設置・権限行使に関する遵守事項要点」の第16条によれば、「店頭会社は、全ての取締役と監査役に対して、

任期中に法令に基づく賠償責任を負う業務執行範囲について、責任保険を購入しなければなりません。」

したがって、日本企業は、その事業主体である登録会社で直接台湾において初の店頭公開又は新興株式市場への登録をする際には、取締役の責任保険に加入する必要がある、店頭公開売買時及び新興株式市場への登録期間中は継続して保険に加入する必要があります。

7. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する場合、台湾に戸籍を持つ取締役を置くことに関する規定はどのようなものですか？

**回答：**

TPEXの「外国店頭公開審査基準」第14条によると、初めて店頭会社を申請した取締役会の構成員のうち、中華民国に戸籍を持つ者は半数を超えなければならず、また、法人株主が取締役に選任される場合には、当該法人株主の実質受益者の戸籍を判断基準とし、取締役会の社外取締役のうち2名以上が中華民国に戸籍を有しなければならないことが定められています。

また、TPEXの「新興株審査基準」第7条によると、外国発行体はその株式を新興株式市場に登録を申請する際には、証券取引法第14条の2及びその関連規定を適用して独立取締役を設置する必要があります、また、少なくとも1名の社外取締役が台湾に戸籍を持つ必要があります。登録国の法令において株主権利保護に関する重要事項について裁判所の専属管轄を定める強行規定があることにより、中華民国の裁判所の管轄権が排除され、また定款に中華民国の裁判所の管轄権を定めていない場合、中華民国に戸籍を持つ取締役は少なくとも2名必要です。

8. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録す

る場合、定時株主総会の招集通知、配当金の支払いや利益分配の金額または権利分配についての内容の公告、及び株主総会の議事冊子に関連する電子ファイルの申告期限についての規定はどのようなものですか？

**回答：**

現行の規定によれば、台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場への登録をする外国企業は、事業年度終了後6か月以内に定時株主総会を開催する必要があります。株主総会の招集については、30日間前までに各株主に対して通知が必要ですが、外国発行体はその登録国の法令に基づき、定時株主総会の開催日の30日前までに招集通知書を送付することができない場合、遅くとも21日前までに各株主に通知する必要があります。

日本企業は、事業年度終了後3か月以内に定時株主総会を開催する必要があります（日本会社法第124条及び第296条）。そのため、株主総会の召集手続きは中華民国よりも短縮されており、定時株主総会の開催日の30日前までに開催通知書を送付することが困難です。したがって、上記規定により、最も遅くて21日前までに各株主に通知することができます。

また、上記の通り登録国（日本を含む）の定時株主総会の召集手続きは中華民国よりも短縮されているため、定時株主総会の開催日の30日前までに開催通知書を送付することができない場合、日本企業を対象に関連事項の申告期限を以下のように調整します。

- (1) 日本企業は、TPExの定める定時株主総会の開催通知書の最も遅い発送日（定時株主総会開催日の21日前）の10日前に配当金の支払いや利益配当の金額、権利分配の内容を追加公告することができます。
- (2) 日本企業は、TPExの定める定時株主総会の開催通知書の最も遅い発送日（定時株主総会開催日の21日）前までに、定時



株主総会の招集通知書、委任状用紙、関連承認事項、議案、取締役・監査役の選任または解任に関する各種議案の理由及び説明資料の電子ファイルを申告することができます。また、定時株主総会の招集通知書の発送日に、株主総会の議事冊子と会議の補足資料の電子ファイルを申告するとします。

## 投資家

1. 日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する場合、「名義株主構成」を採用する主な理由は何ですか？

### 回答：

日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する場合、「名義株主構成」を採用する主な理由は、日本企業が法律に基づいて株主名簿を作成する義務があるためです（日本会社法第121条）。法的に必要な記載事項には、(1) 株主の氏名、名称、及び住所、(2) 株主の所有する株式の種類及び数量、及び(3) 株主が株式を取得した日付が含まれます（日本会社法第121条）。また、日本の会社法第130条第1項及び第133条によれば、株式の譲渡時には、株主名簿に登録されている元の株主（譲渡人）と株式を取得する人（譲受人）が共同して会社に株主名簿の記載変更を要請する必要があるため、当該株式の譲渡は会社及び第三者に対して対抗力を生じます。

台湾証券市場の取引制度では、特定の株式の売買時に正確に売り手及び買い手が誰であるかを特定することができないため、実際には株式の売り手や買い手が共同で日本企業に株主名簿の記載変更を要請することができません。その結果、株主名簿は台湾投資家間の株式売買の状況を反映することができず、日本の会社法の株主名簿の作成義務に違反することになります。ただし、日本国内の証券取引市場で上場する際、日本企業の株主名簿の作成方法は、日本の証券取引関連法令の特別な規定に従

っており、日本の会社法の上記の規定は適用されません。  
前述の問題を解決するため、日本企業が台湾で初めて店頭公開又は新興株式市場に登録する際、国際的な慣行に倣い、日本の株主名簿に発行株式の名義所有者として「名義株主」を設置します。台湾の集中保管結算所が名義株主を務め、名義上は台湾の投資家が台湾証券取引市場での全ての流通株式を保有していることとなります。このようにすることで、台湾の投資家が台湾証券取引市場で投資を行っても、日本の株主名簿上において名義株主が保有する株式に影響を与えません。したがって、前述の台湾投資家が投資を行っても、日本企業の株主名簿をスムーズに変更できない問題を回避することができます。

**2. 投資家が署名する「台湾で公開されている日本企業の店頭（上場）株及び新興株に投資する際の特記事項」に関する規定とはどのようなものですか？**

**回答：**

TPEx が 2013 年 12 月 24 日付けで公布した証櫃審字第 10201017891 号公告によると、投資家に注意喚起するため、中華民国証券市場の投資家は日本企業の株式を初めて取得する前に、「台湾で公開されている日本企業の店頭（上場）株及び新興株に投資する際の特記事項」に署名する必要があります。以下に詳細を説明します。

(1) 署名すべき対象：現行の規定では、プロの機関投資家は「新興株リスク警告書」及び「外国企業の台湾店頭有価証券に関するリスク警告書」への署名を免除されていますが、日本企業の「名義株主構成」関連事項への周知と同意を投資家に喚起するため、中華民国の証券市場に参加する全ての投資家（プロの機関投資家を含む）は、日本企業の株式を初めて取得する前に、「台湾で公開されている日本企業の店頭（上場）

株及び新興株に投資する際の特記事項」に署名する必要があります。

- (2) 「初めて取得」とは：中華民国証券市場の投資家が日本企業の株式を「初めて取得」することとは、募集株式の公開・引受プロセスでの初回引受を含み、また中華民国の証券取引市場での初回購入も含みます。投資家はこれらを行う前に、特記事項に署名する必要があります。上記の募集株式の公開・引受プロセスの初回引受には、公開申し込み、競売及び引合、ブックビルディング、割当などの引受方法が含まれます。紛争を回避するため、投資家は公開引受（抽選）に参加する前に、「台湾で公開されている日本企業の店頭（上場）株及び新興株に投資する際の特記事項」に署名する必要があります。抽選が確定した後ではなく、事前に署名する必要があります。
- (3) 投資家は、書面による署名以外に、電子署名方式で署名することができます。

### 3. 日本企業の配当分配基準と中華民国の関連規定との違いは何ですか？

#### 回答：

日本企業の配当金分配は、日本会計基準（JGAAP）に基づいて作成された単体財務報告書を基礎としており、中華民国の監督官庁が認める国際財務報告基準（IFRS）に基づいて作成された連結財務報告書を基礎とすることではありません。

また、日本の会社法では新株を発行して配当金や利益を分配することを認めておらず、同様の効果を得るためには、日本企業は元の株主に対して株式を払込まずに新株を発行する方法を選択することができます（日本会社法第185条を参照）、または余剰金を資本金に転換し、株式分割を実施することができます（日本

会社法第183条)が、中華民国には株式分割などの関連規定がないため、台湾で店頭公開又は新興株式市場に登録する日本企業の配当金支払いは現金配当に限定されます。

4. 台湾で初めて店頭公開する日本企業と現行の上場・店頭会社との間の重要な相違点について投資家が情報を照会する際、どのような問い合わせ先がありますか？

回答：

現在、「会社情報開示システム」(<http://mops.twse.com.tw>)の「外国企業初店頭（新興）公開特設コーナー」では、台湾で初めて店頭公開する外国企業が一般の上場・店頭会社と異なる重要な相違点を公開しています。投資家の皆様は、株主権利保護についての重要事項、株式業務及び配当金支払の基礎等、中華民国の関連規定との違いについて詳細をご覧ください。

TPEXのウェブサイトにある「外国企業台湾店頭（新興）公開特設コーナー」では、これらの重要な相違点や関連する解説資料を公開しています。